

【 パブリックコメント 記入例 】

～1000文字以内、複数意見は複数枚にて提出

【パブリックコメント(1)】

・該当箇所

本改正案では施行規則第9条(軽微な変更)第11項において、太陽光電池の出力変更は軽微変更ではないと定めています。そして調達価格を定める告示第6条においてみなし認定から本認定に移行後に合計出力が3kw以上又は3%以上の増加があった場合にFIT価格の変更の対象となるとなっています。

これによりパネル後付の過積載を規制することになりますが、問題点はいつからこの改正を施行するかが問題となります。予想では改正省令案であることと書類の提出等に係る付則の内容から早くて2017年9月初め、遅くても9月末に施行されるように感じます。

・意見内容

以下の理由から、みなし認定から新認定申請が認められてから半年以内と改正後の新規申請が認められてから半年以内については合計出力の増を従来どおり軽微変更とし認めていただき、それ以後について本改正案省令にして頂きたい。

・理由

これまで「後付け過積載」は、軽微変更で可能だったため、3月末までに認定申請したが、計画の途中でパネル増設の提案がおこり、軽微変更予定で契約済みという販売店・施工店が多くあります。しかし、「みなし認定からの新認定」が予想外に滞っており、申請後の軽微変更申請ができず工事が止まっています。

もし、そのような申請待ちの軽微変更予定案件が上記改正施行後に、すべてが変更の認定、すなわち調達価格の見直しとなると、契約そのものが白紙になり、増設の土地購入代、パネルや機器の購入代、契約の違約金など多大な損害が発生し、販売店、施工店の経営そのものも立ち行かないところがあるばかりでなく、土地購入など投資した発電事業者にも問題が生じることと推察されます。

【パブリックコメント(2)】

・該当箇所

本改正案では施行規則第9条(軽微な変更)第11項において、太陽光電池の出力変更は軽微変更ではないと定めています。そして調達価格を定める告示第6条においてみなし認定か

ら本認定に移行後に合計出力が3kw以上又は3%以上の増加があった場合にFIT価格の変更の対象となるとなっています。

これによりパネル後付の過積載を規制することになりますが、問題点はいつからこの改正を施行するかが問題となります。予想では改正省令案であることと書類の提出等に係る付則の内容から早くて2017年9月初め、遅くても9月末に施行されるように感じます。

・意見内容

以下の理由から、救済処置として、パネル機種変更による合計出力は3%未満から10%未満に変更して頂きたいと考えます。

・理由

計画から設備認定申請までに時間がかかる案件の場合に使用予定のパネルが手に入らなかったため申請後に変更したり、生産中止で新型に変えた場合に合計出力が3%を超えてしまうことが往々にしてあります。その場合にパネル枚数を減らし調整すればいいという意見もありますが、システム設計上簡単でないことがあります。

【パブリックコメント(3)】

・該当箇所

本改正案の付則(改正法付則第4条第2項の書類の提出等)第6条5において「改正法付則第4条第2項に規定する期間は、新認定を受けたものとみなされる日から六月(新認定発電所が太陽光発電所であって、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、九月)以内とする」となっていますが、これは10kw以上の新認定の申請期間はみなし認定から6ヶ月以内だが、10kw未満(住宅用)は9ヶ月以内に延長する案と解釈します。

・意見内容

以下の理由から改正法の周知が徹底されていないため、新認定申請期間を10kw未満(住宅用)は12月(12ヶ月)以内、10kw以上50kw未満(低圧用)は9月(9ヶ月)以内に延長すべきと考えます。

・理由

10kw未満すなわち住宅用太陽光発電設置者である一般の個人の方々には発電事業者としての自覚がない方が多く、今回の改正法の周知は販売店が行うことになるかと思いますが、その販売店の多くがすでに撤退、解散、倒産されており、販売店からの周知がかなわない状況があります。

また、10kw以上50kw未満の低圧太陽光においても発電事業者が一般の方が大多数で

あり、上記と同様のことが起こっています。

実際に発電事業者向けの改正法セミナー（東京・大阪・福岡・名古屋等8ヶ所開催）主催者にヒアリングしたところセミナー参加の発電事業者のうち、なつとく再生可能エネルギーのHPの存在をしっている方が10%未満であり、すでに販売店がなく申請期間等について理解されておりませんでした。

したがって周知がされていない方々がまだまだ多くおられると推測されます。